

第1章 計画改定の趣旨と背景

藤沢市では、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定、2001年（平成13年）には、女性行動計画の理念や「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重して、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定し、2006年（平成18年）に改定しています。

現行の「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、2011年（平成23年）に2020年度（平成32年度）までの10年間を目標年次として策定したものです。このプランに基づき、性別にかかわらず基本的な人権が尊重され、個人がその個性と能力を最大限に発揮し、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会の形成をめざして、多様な主体と連携して様々な事業に総合的、計画的に取り組んできました。

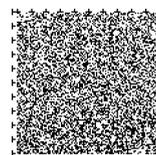
しかし、プランの策定から5年が経過し、以下のような社会情勢の変化が生じています。

（1）東日本大震災

2011年（平成23年）の東日本大震災では、被災地において、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。それらの経験から、防災における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが改めて認識されました。

（2）女性の職業生活における活躍推進

2015年（平成27年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、国は基本方針を策定する一方で、地方公共団体及び事業主に行動計画等の策定を求めました。計画を実効性のあるものとするためには、経営者・管理職が先頭に立って意識改革・働き方の改革を行い、男性の長時間労働の抑制と家庭生活への参画、育児・介護等をしながらキャリア形成できる仕組みの構築が必要不可欠です。



(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー被害等の増加

2013年（平成25年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることとなりました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」も一部改正され、新たに電子メールを連続して送信する行為が規制対象となり、また禁止命令等を行うことができる公安委員会等については、被害者の住所地に加えて、加害者の住所等の所在地を管轄する公安委員会等に拡大されました。

2014年（平成26年）に全国の警察が把握したDV対応件数は59,072件、ストーカー被害は22,823件に上り、共に最多を更新しています。

(4) ライフスタイルや世帯構造の変化

家族のあり方に対する考え方の変化や、晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯やひとり親世帯が増加しています。特に女性については、出産・育児等による就業の中断やパート・派遣などの非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

こういった状況や、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会が2015年（平成27年）2月にとりまとめた「『ふじさわ男女共同参画プラン2020』改定に向けての意見提案」、前期計画の進捗状況、2013年（平成25年）11月～12月に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果等を勘案し、

- 1 防災分野での男女共同参画の推進
- 2 女性の職業生活における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 DVを含むあらゆる暴力の根絶
- 4 困難な状況にある男女への支援

上記の4つの視点を中心に見直しを行いました。

また、広く市民の意見を取り入れるため、2015年（平成27年）11月17日から12月16日まで実施した、改定素案に対するパブリックコメントの結果を反映し、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間を目標年次とした後期計画として、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を改定するものです。

